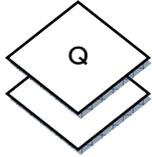




労働相談Q & Aで解決！

残業の免除



現在、3歳未満の子を養育していることを理由として、残業を免除してもらっています。3歳に達した後はもう残業免除を受けることはできないのでしょうか。

A 令和7年4月から法律上、残業免除の対象は小学校就学前の子を養育する労働者に拡大されます。会社の人事労務担当者に就業規則等社内規程の改定予定を確認してみましょう。

解説はこちら

- 改正前は、3歳に満たない子を養育する労働者が、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を利用することができましたが、今回の改正では、3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者についても請求すれば利用できるようになります。
- 労働者から所定外労働の制限（残業免除）の申出があった場合には、事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、認めなければなりません（育児・介護休業法第16条の8第1項）。「事業の正常な運営を妨げる場合」に該当するか否かは、その労働者の所属する事業所を基準として、その労働者の担当する作業の内容、作業の繁閑、代替要員の配置の難易等諸般の事情を考慮して客観的に判断することとなります。事業主は、労働者が所定外労働の制限を請求した場合においては、当該労働者が請求どおりに所定外労働の制限を利用することができるように、通常考えられる相当の努力をすべきものであり、単に所定外労働が事業の運営上必要であるとの理由だけでは拒むことは許されないものとされています。
- 所定外労働の制限は、あらかじめ制度が導入され、就業規則などに記載されるべきものとされています（指針第2の3(1)）。
- 制限の請求は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、開始の日及び終了の日を明らかにして、制限開始予定日の1か月前までにしなければなりません（同法第16条の8第2項）。
- この請求は、何回もすることができます。
- 事業主は、この請求をしたことや所定労働時間を超えて労働しなかったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません（同法第16条の10）

どうすれば？

- 会社の人事労務担当者に就業規則等社内規程の改定予定を確認してみましょう。
- 上司や同僚の理解を得ることも大切です。
- 事業の正常な運営を妨げないにも関わらず、請求が認められない場合は、社内の相談窓口や労働組合にも相談してみましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、育児・介護休業法に基づき、労働局に相談し、助言、指導又は勧告などの援助を求めることができます。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- ◎ 山梨労働局雇用環境・均等室
電話 055 (225) 2851